

令和8年4月27日(月)
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】
青森労働局労働基準部健康安全課
課長 竹内 大樹
健康安全係長 野崎 貴公
(電話) 017 734 4113

報道関係者 各位

令和7年における労働災害発生状況(休業4日以上)について

～ 3年連続減少の1,374人～

死傷者数()

令和2年(1,258人)までの状況と比べると高水準の状態
高齢労働者(60歳以上)の死傷者数が全死傷者数の34.4%
転倒災害の死傷者数が最も多く、全死傷者数の32.1%

死亡者数

令和6年と比べて1人減少の10人
業種別では建設業が最多の3人

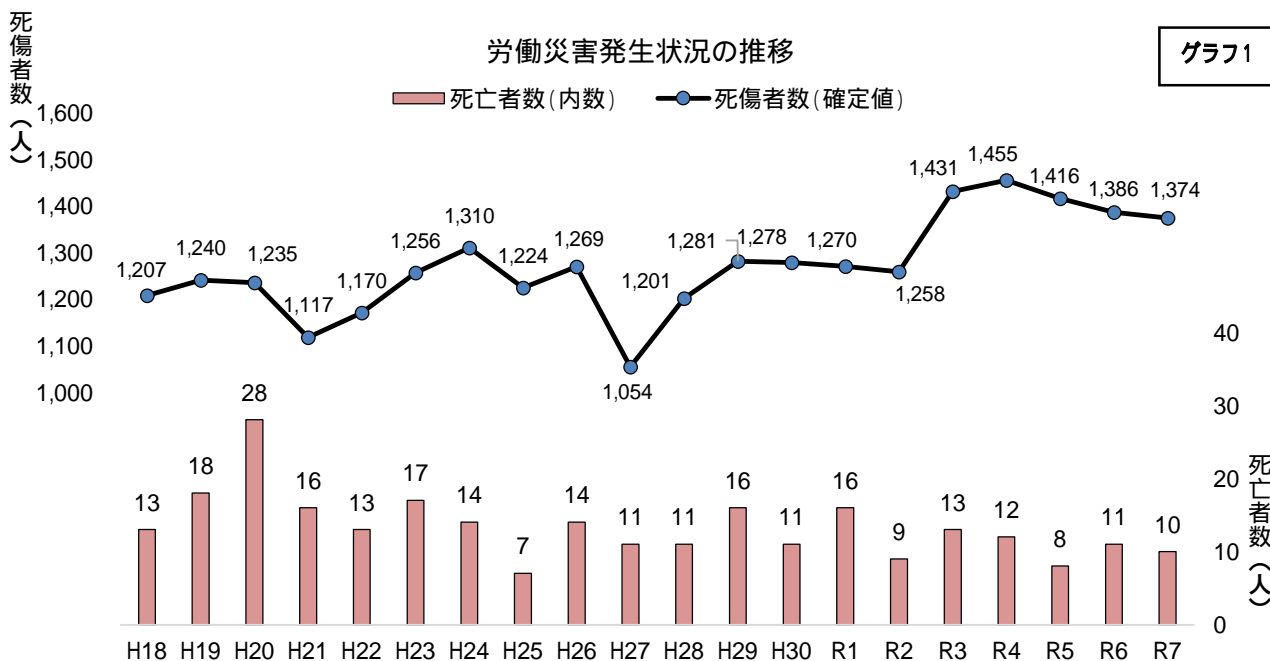
() 死亡及び休業4以上の死傷者数

青森労働局(局長 ^{かくいしんいち}角井伸一)は、令和7年における労働災害発生状況を取りまとめたので、その結果を公表します。

1 労働災害発生状況

(1) 死傷災害

ア 令和7年の労働災害による休業4以上の死傷者数は1,374人(前年比12人減少)、死亡災害は10人(前年比1人減少)となった。(グラフ1参照)



イ 令和7年の主な業種別の死傷者数では、商業 241 人（前年比：7 人増・+3.0%）が最も多く、次いで製造業 233 人（前年比：12 人減・-4.9%）、建設業 209 人（前年比：21 人減・-9.1%）となっている。（表1参照）

表1

年 別 等	青森労働局									
	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
死亡・休業等	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
全産業合計	13	1,418	12	1,443	8	1,408	11	1,375	10	1,364
製造業	3	238	2	231	2	240	2	243		233
建設業	4	246	5	229	3	222	6	224	3	206
道路貨物運送業		145	1	114		119		121	1	131
林業	2	19		16		20		12		22
商業		232	3	285		257		234		241
社会福祉施設		166		188	1	154		170	1	147

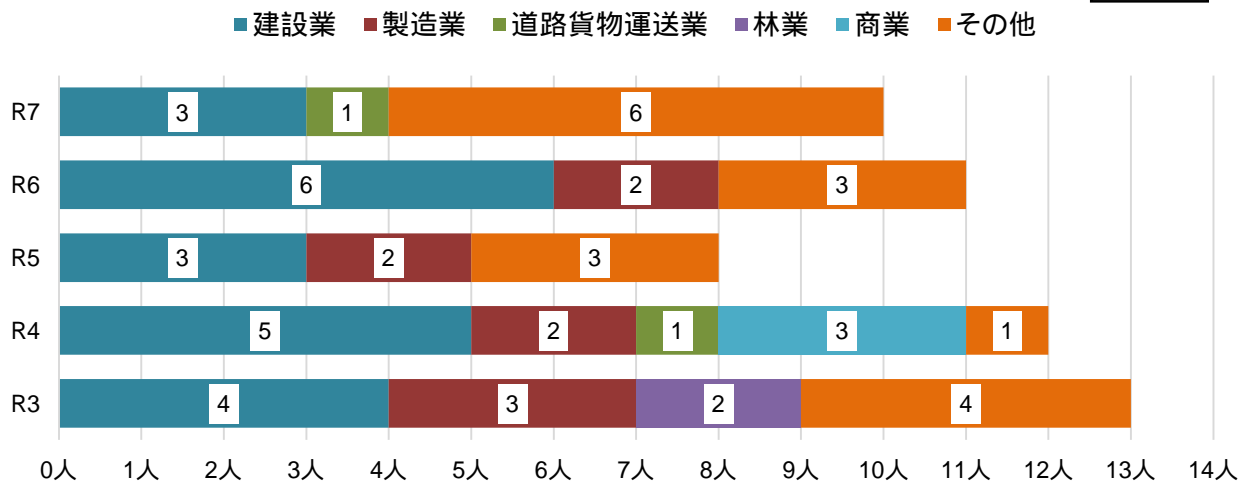
(2) 死亡災害

令和7年の業種別では建設業が3人、清掃・と畜業が2人、道路貨物運送業、農業、畜産業、社会福祉施設及びその他が1人ずつとなっている。（グラフ2参照）

事故の型別では、墜落・転落が4人と最も多く、次いで激突されが2人、転倒、崩壊・倒壊、はさまれ等及び交通事故が1人ずつとなっている。

死亡災害発生状況の推移

グラフ2



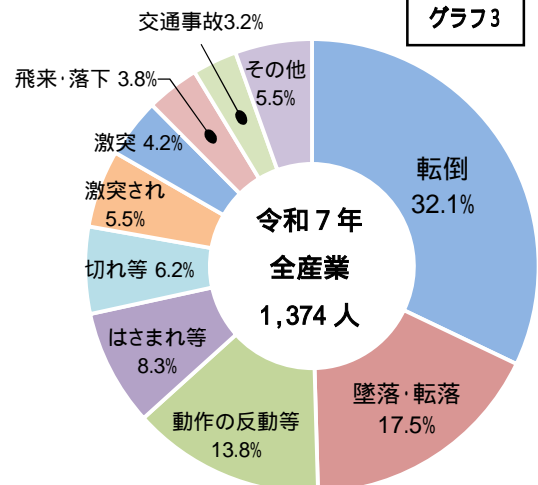
(3) 事故の型別発生状況

事故の型別では、転倒（つまづく、滑るなど）、墜落・転落（高所から落ちるなど）、無理な動作（不自然な動作や動作の反動など）の順に多く発生している。（グラフ3参照）

平成16年以降は、「転倒」が全死傷者数に占める割合が最も高くなっている。

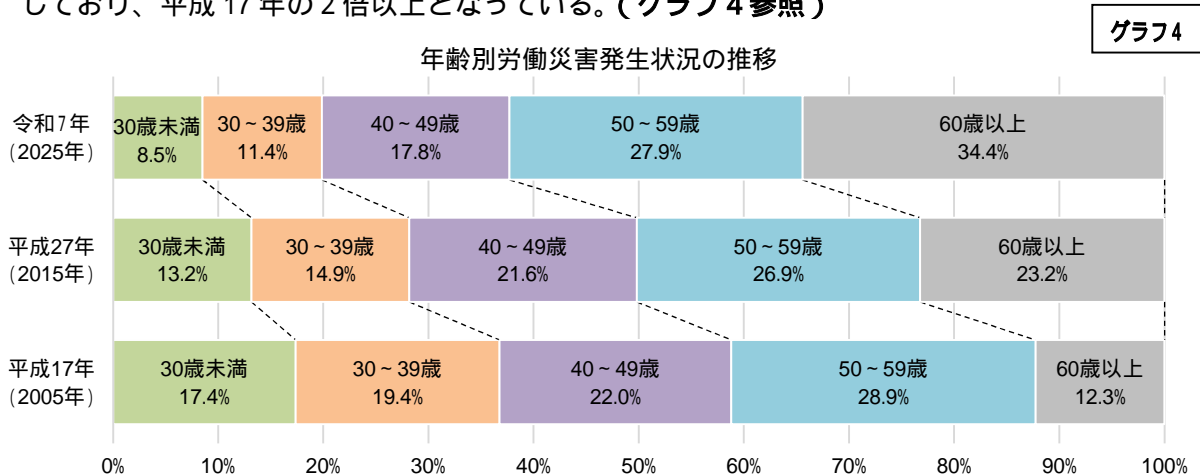
- 「転倒」が多い業種
製造業、商業、社会福祉施設
- 「墜落・転落」が多い業種
建設業、道路貨物運送業
- 「動作の反動等」が多い業種
社会福祉施設、商業、製造業

グラフ3



(4) 年齢別発生状況

令和7年における高齢労働者（60歳以上）の全死傷者数に占める割合は、34.4%で年々増加しており、平成17年の2倍以上となっている。（グラフ4参照）

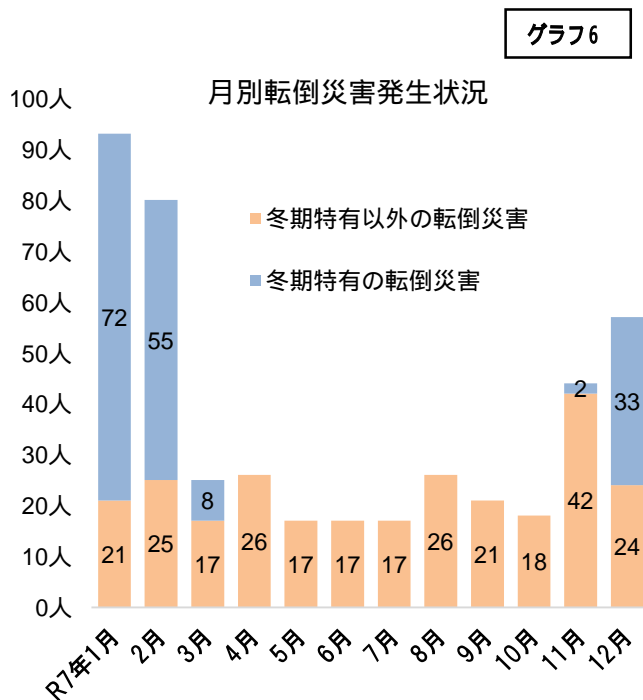
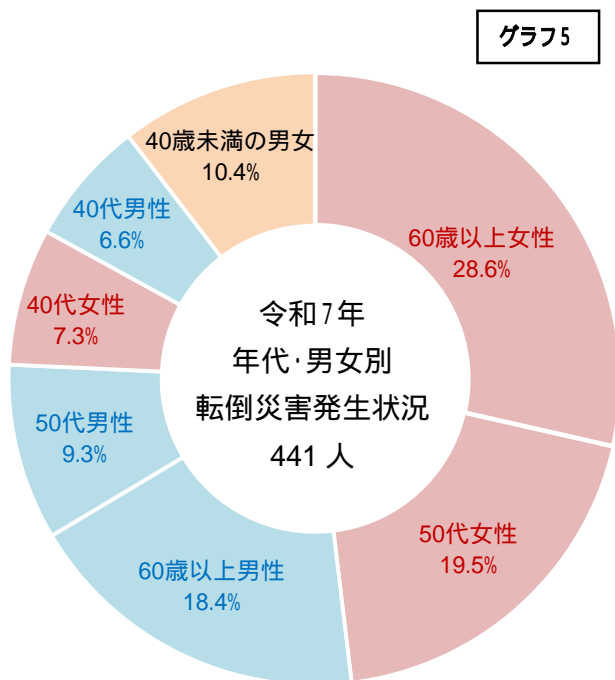


(5) 転倒災害の詳細

ア 死傷者数は、男女ともに60歳以上が最も多く、次いで50代、40代となっており、特に50代以上の女性が半数近く（48.1%）を占めている。（グラフ5参照）

イ 月別転倒災害発生状況は、1月が最も多く93人（21.1%）次いで2月が80人（18.1%）、12月が57人（12.9%）となっている。（グラフ6参照）

ウ 転倒災害のうち60歳以上の女性は、65.9%が骨折により1か月以上休業している。



(6) 冬期労働災害発生状況

ア 冬期労働災害による死傷者数は222人であり、前年に比べ27人増加（+13.8%）した。

イ 死傷者数222人のうち、厳冬期（1月、2月、12月）での死傷者数が205人（92.3%）となった。

ウ 転倒災害による死傷者数（170人）が、全死傷者数の76.6%を占めている。（グラフ6参照）

「冬期労働災害」とは、冬期特有の降雪、低温、強い季節風等の影響を受けた労働災害のことです。

2 青森労働局及び各労働基準監督署の対応

- (1) 全死傷者数に占める割合が高い「行動災害」(転倒や腰痛等の労働者の作業行動を起因とする労働災害)の防止対策を重点として指導する。
なお、具体的対策の例としては次のとおり。
- ア 転倒災害を発生させる環境要因の解消(ハード対策)の指導
作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を高く保つとともに、つまずきや滑り等それぞれに係る環境要因を解消する物理的対策を指導する。
また、冬期間における転倒災害防止のため、通路、作業場所及び駐車場の除排雪・融雪設備の運用による積雪・凍結防止について指導する。
- イ 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)の促進
「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を促進する。
- ウ 「職場における腰痛予防対策指針」の周知及び指導
一般的な腰痛予防対策のほか、次に掲げる作業態様別の腰痛予防対策の周知徹底を図る。
○ 重量物取扱い作業 ○ 立ち作業 ○ 座り作業
○ 福祉・医療分野等における介護・看護作業 ○ 車両運転等の作業
- エ 中高年齢の女性をはじめとして発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害)防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の活性化を図り、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図る。
- (2) 年々増加している高年齢者の労働災害を防止するため、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢者の労働災害防止のための指針」(通称：エイジフレンドリー指針)に基づく取組が図られるよう指導する。
エイジフレンドリー指針は、働く高年齢者の特性に配慮した職場環境づくりのため、令和8年に厚生労働省が公表したもので、高年齢者を現に使用している事業場等において、事業者と労働者に求められる体制の整備、職場環境の改善、健康状態の把握などの取組を具体的に示したものとなっています。また、これまでに厚生労働省では高年齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小事業者による高年齢者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を予防するための専門家による運動指導等、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助(エイジフレンドリー補助金)を行っており、令和8年度の実施が決定され次第、ホームページ等でご案内する予定です。
- (3) 冬期労働災害が多発する12月から2月までの3か月間を対象として、転倒災害防止、墜落災害防止、交通災害防止を重点とし、冬期労働災害防止運動を広く展開する。また、労働災害防止団体、関係機関、事業者団体等に対して周知・啓発を行い、冬期労働災害防止の取組を推進する。
- (4) 死亡災害の撲滅を図るため、基本的な安全対策が図られているか確認し、重篤な災害につながる問題を把握した場合は速やかに改善されるよう指導する。特に、死亡災害が多発している建設業においては、発注機関、関係行政機関、関係団体等と連携を強化し、指導及び啓発を行う。